

令和6年4月相続登記義務化

県内全35市町村

登記しなごうじなるのっ

令和6年4月かごうじ変わるのっ



群馬司法書士会
公認キャラクター
つむぐさん

県内一周 ぐるっと キャラバン 司法書士による 無料相続登記 相談会

不動産の相続登記の義務化とは？

土地や建物(不動産)をお持ちの方が亡くなった場合に、その土地や建物の登記の名義を、遺産を引き継いだ相続人の方へ変更する手続きが「相続登記」です。トラブルを未然に防ぐ役割のある大切な手続きであり、令和6年4月1日から義務になることが決まっています。

○千代田町における相談日時等

日時:4月19日(金)午後1時~3時

会場:役場 1階住民相談室

問合せ先:役場 税務会計課 固定資産税係 ☎86-7002

申込方法:上記に電話または窓口にて申し込み

相談時間:1組様30分程度(最大8組程度)